

宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱（平成16年4月1日定め）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(技術者の適正な配置) 第7条 元請負人及び下請負人は、請負金額が<u>3千5百万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>7千万円</u>以上）の建設工事にあつては、直接かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で置くものとする。 2 県工事を直接請け負った元請負人（以下「直接施工者」という。）は、下請契約の総額が<u>4千万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>6千万円</u>以上）となる場合にあつては、直接かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する監理技術者を専任で置き、工事現場における建設工事の施工の技術上の総括的管理を行わせるものとする。</p>	<p>(技術者の適正な配置) 第7条 元請負人及び下請負人は、請負金額が<u>4千万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>8千万円</u>以上）の建設工事にあつては、直接かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で置くものとする。 2 県工事を直接請け負った元請負人（以下「直接施工者」という。）は、下請契約の総額が<u>4千5百万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>7千万円</u>以上）となる場合にあつては、直接かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する監理技術者を専任で置き、工事現場における建設工事の施工の技術上の総括的管理を行わせるものとする。</p>

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。